

名古屋市有料自転車駐車場条例をここに公布する。

平成27年10月20日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第70号

名古屋市有料自転車駐車場条例

(設置)

第1条 自転車等の放置の防止に資するとともに、自転車等の利用者の利便の増進を図るため、本市に有料の自転車駐車場（以下「有料自転車駐車場」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等 自転車及び原動機付自転車をいう。
- (4) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための

施設をいう。

(名称及び位置)

第3条 有料自転車駐車場の名称は、別表第1のとおりとする。

2 有料自転車駐車場の位置は、規則で定める。

(供用時間)

第4条 有料自転車駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

ただし、自転車等を有料自転車駐車場に入場させ、又は有料自転車駐車場から出場させることができる時間(以下「入出場の取扱い時間」という。)は、規則で定める。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の供用時間を変更することができる。この場合においては、市長は、変更した供用時間を告示しなければならない。

(利用料金)

第5条 有料自転車駐車場を利用する者は、第12条の規定により当該施設の管理を行わせる指定管理者にその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2(駐車ますの幅が0.6メートル(原動機付自転車にあっては、0.8メートル)を超える有料自転車駐車場にあっては、別表第3)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、回数駐車券等(回数駐車券その他の指定管理者が市長の承認を得て定める駐車券をいう。以下同じ。)を発行することができる。この場合の利用料金の額は、規則で定めるところにより、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第7条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、定期駐車券

及び回数駐車券等を交付した場合において、有料自転車駐車場の休止その他特別の理由が生じたときには、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車の拒否)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車を拒否することができる。

- (1) 有料自転車駐車場の構造上駐車させることができない自転車等を駐車させようとするとき。
- (2) 有料自転車駐車場の施設及び人体に危険を及ぼすおそれのある物品を積載した自転車等を駐車させようとするとき。
- (3) 有料自転車駐車場の施設その他の物件を毀損するおそれのあるとき。
- (4) 前3号のほか、有料自転車駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第9条 有料自転車駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (2) 有料自転車駐車場の施設その他の物件又は駐車中の自転車等を汚染し、又は毀損するおそれのある行為をすること。
- (3) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- (4) 前3号のほか、有料自転車駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(休止)

第10条 市長は、有料自転車駐車場の整備工事その他の理由により必要があると認めるときは、有料自転車駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 市長は、前項の規定により有料自転車駐車場の供用を休止しようとするとき又は休止している有料自転車駐車場の供用を開始しようとするときは、その旨を告示しなければならない。

(有料自転車駐車場の利用に関する標識)

第11条 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の3の規定により有料自転車

駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 利用料金の額
- (2) 入出場の取扱い時間
- (3) 利用料金の徴収方法
- (4) その他有料自転車駐車場の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、有料自転車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(指定管理者)

第12条 有料自転車駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第13条 市長は、有料自転車駐車場の指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 有料自転車駐車場の指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

- (1) 市民の平等利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、有料自転車駐車場の設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) 次の表に掲げる施設の指定管理者の指定を受けようとする者にとっては、同表に掲げる施設に併設する許可自転車駐車場（道路法第32条第1項の規定による許可を受けて設置される自転車駐車場であって、市長が告示したものをいう。）を設置し、一体的に管理することができること。

池下駅自転車駐車場
今池駅自転車駐車場
覚王山駅自転車駐車場

本山駅自転車駐車場
新栄町駅自転車駐車場
ナゴヤドーム前矢田駅自転車駐車場
黒川駅自転車駐車場
志賀本通駅自転車駐車場
平安通駅自転車駐車場
上小田井駅自転車駐車場
浄心駅自転車駐車場
浅間町駅自転車駐車場
名古屋駅自転車駐車場
国際センター駅自転車駐車場
中村区役所駅自転車駐車場
中村公園駅自転車駐車場
本陣駅自転車駐車場
金山総合駅自転車駐車場
鶴舞駅自転車駐車場
東別院駅自転車駐車場
いりなか駅自転車駐車場
川名駅自転車駐車場
八事駅自転車駐車場
総合リハビリセンター駅自転車駐車場
瑞穂運動場東駅自転車駐車場
妙音通駅自転車駐車場
神宮前駅自転車駐車場
伝馬町駅自転車駐車場
高畑駅自転車駐車場
大江駅自転車駐車場
徳重駅自転車駐車場
鳴子北駅自転車駐車場
藤が丘駅自転車駐車場

塩釜口駅自転車駐車場

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、有料自転車駐車場の供用時間及び入出場の取扱い時間の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例(平成17年名古屋市条例第26号)の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 有料自転車駐車場を一般の利用に供すること。

(2) 有料自転車駐車場の維持管理及び修繕(原形を変えずる修繕及び模様替を除く。)に関する事。

(3) その他市長が定める業務

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日までに有料自転車駐車場(今池駅自転車駐車場、新栄町駅自転車駐車場、浄心駅自転車駐車場、浅間町駅自転車駐車場、名古屋駅自転車駐車場、国際センター駅自転車駐車場、中村区役所駅自転車駐車場、中村公園駅自転車駐車場、本陣駅自転車駐車場、金山総合駅自転車駐車場、鶴舞駅自転車駐車場、東別院駅自転車駐車場、川名駅自転車駐車場、妙音通駅自転車駐車場、徳重駅自転車駐車場、藤が丘駅自転車駐車場及び塩釜口駅自転車駐車場に限る。)の指定管理者の指定をしようとする場合は、第13条第1項の規定にか

かわらず、市長は、同条第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。

- 3 この条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続並びに同条例第13条及び前項の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正)

- 4 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和63年名古屋市条例40号)の一部を次のように改正する。

	「第4章 自転車駐車場の利用(第25条・第25条の2)」	「第4
目次中	第5章 自転車等駐車対策協議会(第26条)	を第5
	第6章 雑則(第27条)	第6
	第7章 罰則(第28条・第29条)」	

章 自転車等駐車対策協議会(第25条)

章 雑則(第26条) に改める。

章 罰則(第27条・第28条) 」

第4章を削る。

第26条第6項中「前5項」を「前各項」に改め、第5章中同条を第25条とする。

第5章を第4章とする。

第6章中第27条を第26条とし、同章を第5章とする。

第7章中第28条を第27条とし、第29条を第28条とし、同章を第6章とする。

(名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例第25条第1項の規定により利用区分が1箇月又は3箇月の整理に要する費用を前納した者に係る施行日以後の利用については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 3 条関係)

名称
池下駅自転車駐車場
今池駅自転車駐車場
覚王山駅自転車駐車場
自由ヶ丘駅自転車駐車場
茶屋ヶ坂駅自転車駐車場
名古屋大学駅自転車駐車場
吹上駅自転車駐車場
本山駅自転車駐車場
大曽根駅自転車駐車場
新栄町駅自転車駐車場
砂田橋駅自転車駐車場
ナゴヤドーム前矢田駅自転車駐車場
上飯田駅自転車駐車場
黒川駅自転車駐車場
志賀本通駅自転車駐車場
平安通駅自転車駐車場
上小田井駅自転車駐車場
浄心駅自転車駐車場
庄内通駅自転車駐車場
庄内緑地公園駅自転車駐車場
浅間町駅自転車駐車場
名古屋駅自転車駐車場
烏森駅自転車駐車場
国際センター駅自転車駐車場
中村区役所駅自転車駐車場
中村公園駅自転車駐車場
八田駅自転車駐車場
本陣駅自転車駐車場

金山総合駅自転車駐車場
鶴舞駅自転車駐車場
東別院駅自転車駐車場
いりなか駅自転車駐車場
川名駅自転車駐車場
御器所駅自転車駐車場
八事駅自転車駐車場
八事日赤駅自転車駐車場
新瑞橋駅自転車駐車場
桜山駅自転車駐車場
総合リハビリセンター駅自転車駐車場
堀田駅自転車駐車場
瑞穂運動場西駅自転車駐車場
瑞穂運動場東駅自転車駐車場
瑞穂区役所駅自転車駐車場
妙音通駅自転車駐車場
神宮前駅自転車駐車場
伝馬町駅自転車駐車場
荒子駅自転車駐車場
小本駅自転車駐車場
高畑駅自転車駐車場
中島駅自転車駐車場
春田駅自転車駐車場
南荒子駅自転車駐車場
荒子川公園駅自転車駐車場
稲永駅自転車駐車場
名古屋競馬場前駅自転車駐車場
野跡駅自転車駐車場
大江駅自転車駐車場
笠寺駅自転車駐車場

桜本町駅自転車駐車場
柴田駅自転車駐車場
大同町駅自転車駐車場
鶴里駅自転車駐車場
小幡駅自転車駐車場
相生山駅自転車駐車場
大高駅自転車駐車場
神沢駅自転車駐車場
徳重駅自転車駐車場
鳴子北駅自転車駐車場
鳴海駅自転車駐車場
一社駅自転車駐車場
上社駅自転車駐車場
藤が丘駅自転車駐車場
本郷駅自転車駐車場
塩釜口駅自転車駐車場
野並駅自転車駐車場
原駅自転車駐車場
平針駅自転車駐車場

別表第 2 (第 5 条関係)

車種	利用区分	利用料金の上限額
自転車	1 回 (継続する 24 時間以内の利用をいう。以下この表において同じ。)	100 円
原動機付自転車	1 回	200 円
<p>備考</p> <p>1 自転車に係る定期駐車券の利用料金の額は、次の各号に掲げる定期駐車券の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>(1) 一般定期券 (次号及び第 3 号に掲げる場合以外の場合に発行する定期駐車券をいう。) 利用に係る月数 (12 月を超えないものとする。以下この表において同じ。) に 1,750 を乗じて得た額に 250 を加えた額</p> <p>(2) 学生定期券甲 (学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する大学並びに高等専門学校の第 4 学年及び第 5 学年、同法第 124 条に規定する専修学校 (高等課程を除く。) 並びに同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校 (次号に掲げるものを除く。) に在学する者が通学のため利用する場合に発行する定期駐車券をいう。) 利用に係る月数に 1,450 を乗じて得た額に 250 を加えた額</p> <p>(3) 学生定期券乙 (学校教育法第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び高等専門学校の第 3 学年以下、同法第 124 条に規定する専修学校 (高等課程に限る。) 並びに同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校 (主として外国人の児童及び生徒に対して学校教育に類する教育を行うものに限る。) に在学する者が通学のため利用する場合に発行する定期駐車券をいう。) 利用に係る月数に 1,250 を乗じて得た額に 250 を加えた額</p> <p>2 原動機付自転車に係る定期駐車券の利用料金の額は、利用に係る月数に 3,000 を乗じて得た額に 500 を加えた額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p>		

別表第3（第5条関係）

車種	利用区分	利用料金の上限額
自転車	1回（継続する24時間以内の利用をいう。以下この表において同じ。）	200円
原動機付自転車	1回	400円
備考		
1 自転車に係る定期駐車券の利用料金の額は、利用に係る月数（12月を超えないものとする。以下この表において同じ。）に3,500を乗じて得た額に500を加えた額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。		
2 原動機付自転車に係る定期駐車券の利用料金の額は、利用に係る月数に6,000を乗じて得た額に1,000を加えた額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。		